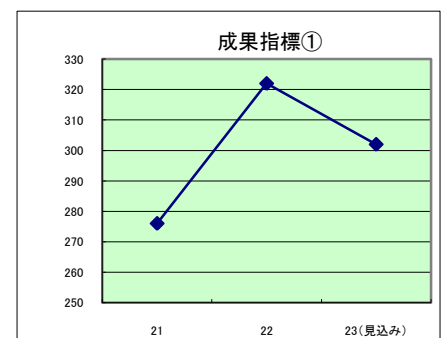
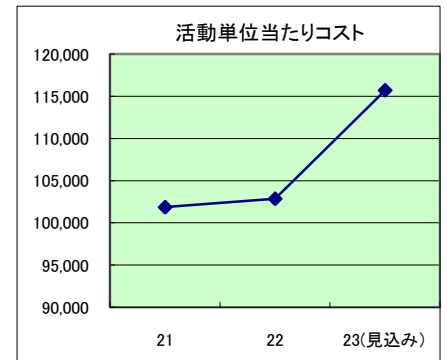


事務事業名		補装具給付事業		予 算 科 目	会計	1	一 般 会 計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち		款	3	民生費	
	施策(節)	4	障害者福祉		項	1	社会福祉費	
	施策の方向	(2)	地域での自立した生活支援の充実		目	2	社会福祉事業費	
	関連する計画等	羽曳野市障害福祉計画			事業	1	障害者自立支援	
作成部署				保健福祉部福祉支援課				
対象(誰を・何を)				連絡先	072 - 958 - 1111 内線 1213			
事業の目的				身体障害者(児)				
意図(どういう状態にしたいのか)				身体障害者(児)の日常生活の負担を軽減し、生活の安定と利便を図る。				
事業の内容				身体障害者(児)に対し補装具の給付または修理に伴う補装具費を給付する。 原則1割の利用者負担あり。(所得に応じて一定の負担上限額を設定)※平成22年4月より低所得者は自己負担無料。 平成18年10月の障害者自立支援法の施行により、一部の品目については、地域生活支援事業の日常生活用具給付事業に移行した。				
根拠法令等				障害者自立支援法				
事業開始時期				☐ 昭和 18 年開始 ☐ 明確にはわからない ☒ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている				
事業開始時からの状況変化				平成18年10月から、障害者自立支援法に基づき実施している。※平成22年度から低所得者に係る低所得対策として法改正がなされた。				
市民や議会の要望								
実施手法				☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()				
委託先				委託内容				
☐ 市外郭団体委託 名称() ☐ 民間委託 ☐ その他								

区 分		21年度	22年度	23年度	
		(実績)	(実績)	(見込み)	
事業費【1】 (千円)		23,988	29,951	29,900	
人件費【2】 (千円)		4,125	3,168	5,040	
職員数	正規職員	0.55 人	0.44 人	0.70 人	
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間	
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		28,113	33,119	34,940	
財源内訳	国費 (千円)	11,994	14,975	14,950	
	府費 (千円)	5,997	7,475	7,475	
	市債 (千円)				
	その他 (手数料・使用料等) (千円)				
	一般財源 (千円)	10,122	10,669	12,515	
活動指標(事業の活動実績)【B】		単位	21年度	22年度	23年度(見込み)
① 給付・修理件数		件	276	322	302
②					
③					
活動単位当たりコスト(【A】／【B】①)			101,859 円	102,854 円	115,695 円
市民1人当たりコスト(【A】／人口)			236 円	281 円	296 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	給付決定件数 (式)	件	日常生活の負担の軽減に繋がった障害者(児)	目標	276	322	達成率(%)	302
					実績	276	322	100.0%	
	②	(式)			目標			達成率(%)	
					実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	法令上義務付けられた事業である。
	○										

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	事業実施の方法、給付品目等は法令に規定されており、事業実施は妥当である。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
		緊急性が認められる	☐	☐	☒	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	給付品目、基準単価等は法令で定められており、効率的に実施している。
		受益者負担の割合は適当である	☒	☐	☐	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☐	☒	☐	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	身体障害者(児)の生活機能回復に必要不可欠であり、有効な事業である。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	申請に対し、適正に給付を行っている。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当部局評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	障害者自立支援法の規定により実施する事業である。 今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など) 障害者自立支援法の規定に基づき実施する。なお、平成22年4月から低所得者の自己負担無料化により事業費の増が見込まれるため、事業費の拡大・充実も望まれるが、今後も適正に事業を推進していく。	
	総合評価	
行革本部評価	☒ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☒ 方法改善	
	☒ 民営化・民間委託 ☒ 縮小 ☒ 廃止・休止 ☒ 完了	
評価理由・意見		